平成２４年（フ）第１１５１号
さいたま市浦和区常盤６丁目22番６号　コーポＫ102
債務者　新井　将夫
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５３号
さいたま市岩槻区加倉１丁目７番12―208号
債務者　田口百合子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５８号
埼玉県上尾市本町４丁目１番６号　エステートピア友光104
債務者　大杉　充宏
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９４号
埼玉県川口市江戸１丁目16番45号　池田荘203号
債務者　岡田　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
埼玉県草加市青柳５丁目９番19号
債務者　齋藤きよ子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
埼玉県所沢市大字下安松1520番地の５　ドマーニ201
債務者　川口　京子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５０１号
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目２番地８　セルテスみずほ304
債務者　飯田　峰丸
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５１１号
埼玉県鶴ヶ島市羽折町19番地７　むつみハイツ105号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金873番地２　レクセル若葉212号
債務者　保坂　　彰
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５２０号
埼玉県入間市大字扇町屋1226番地２　県住向原２―407
債務者　仲尾次弘美
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５２５号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金158番地１　水沢方、住民票上の住所埼玉県さいたま市桜区田島３丁目18番３号　リンドウウスタロス４Ａ
債務者　角谷　晋司
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３２号
埼玉県飯能市大字原市場1005番地10
債務者　榎元　克己
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５４６号
埼玉県狭山市大字北入曽1042番地の２、前住所東京都町田市原町田１丁目12番19―501号
債務者　関口　裕美
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１０号
愛知県安城市池浦町池東12番地１　リバーサイド大見１－３
債務者　杉本　　勲
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５９４号
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目４番16―303号　Ｍ・Ｓハイム
債務者　西村周三こと　方　　周三
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５７号
横浜市栄区野七里１丁目２番14―1425号
債務者　野崎　重尾
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９０号
神奈川県大和市下鶴間2774番地９　ニューハイムあすか202号
債務者　平松　正彦
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８１０号
横浜市鶴見区潮田町１丁目64番地　関口荘１Ｆ
債務者　本間　秀達
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部